

船舶事故調査報告書

平成26年2月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年10月30日 10時04分ごろ
発生場所	島根県浜田市西ガ松崎の南方沖 浜田市所在の三隅港北防波堤灯台から真方位070° 1,730m 付近 （概位 北緯34°48.0′ 東経131°56.9′）
事故調査の経過	平成25年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二 ^{かず} 丸、1.3トン SN3-17968（漁船登録番号）、個人所有 7.16m(Lr)×2.20m×0.54m、FRP ガソリン機関（船外機）、80.90kW、平成4年3月 第260-29556号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月2日 免許証交付日 平成23年8月18日 （平成29年8月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、浜田市西河内 ^{さいごうち} 地区の海岸で収集したごみを浜田市福浦漁港に搬送するため、同地区西ガ松崎東方の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発し、ゆっくりと西南西進を始めた。 西河内地区の海岸は岩場になっており、沿岸には浅所が多数点在していたが、船長は、ふだん同地区の沿岸でかなぎ漁を行っており、浅所の所在を正確に把握していた。 本船は、作業員が左舷船首に腰を下ろして前方を向き、船長が右舷船尾に腰を下ろして船外機の操縦レバーを左手で持ち、直径約1m、高さ約0.8m程度のごみ袋2つを船体中央に前後に配置し、船首にバラのごみを積んでいた。

	<p>本船は、西ガ松崎の南方沖の海域（以下「本件海域」という。）を歩くくらいの速力で西南西進中、船長が、右舷前方約5mに接近した浅所（以下「本件浅所」という。）付近で高さ約1.5mの波が隆起することを見て危険を感じ、安全のため、本件砂浜に引き返そうとして左回頭を始めたところ、右舷正横から高さ約3mに隆起した波を受け、平成25年10月30日10時04分ごろ一瞬にして左舷側に転覆した。</p> <p>別の作業員は、海岸でゴミ収集作業に当たっていたが、事故に気づき、携帯電話で海上保安部に通報した。</p> <p>船長及び作業員1人は、本船と共に海岸まで流され、自力で海岸に上がった。</p> <p>本船は、付近の岩場に打ち寄せられ、その後、波によって岩場に当たって大破した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約1m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、西河内地区の海岸でゴミ収集を行っていた会社が集めたごみの搬送作業に従事しており、会社の担当者が作業員として本船に乗船していた。</p> <p>船長は、08時30分ごろ福浦漁港を出港してごみの搬送作業に従事しており、本件砂浜との間を3往復して4回目に本件砂浜へ向かうとき、波高が約1mであり、本件砂浜に着ける頃、風向が南西から北西に変わって少し風が強まり、上空に黒い雲が拡がっていることを見て天候が悪化することを予感し、作業員に本船へのごみの積込みを急がせて発進した。</p> <p>船長は、西ガ松崎により、本件砂浜から西ガ松崎西方沖の海面の状況を確認できなかった。</p> <p>本船は、船尾の海面上の高さが低く、停止するために機関を後進にかければ、船尾から海水が打ち込む虞があったので、船長は後進をかけなかった。</p> <p>船長は、操業に出るときは、出発前に必ず天気予報を確認しており、朝の天気予報によれば、波高は1mであった。</p> <p>浜田地区に警報及び注意報は、発表されていなかった。</p> <p>船長は、波高約2mの海域で本船を安全に航行することができた。</p> <p>船長及び作業員は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、風向が南西から北西に変わり、風速が増す状況下、本件海</p>

	<p>域を西南西進中、船長が、本件浅所付近に波が隆起することを認めて本件砂浜に引き返そうとし、左回頭を始めたところ、右舷正横から隆起した波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>本件海域は、浅所が点在し、浅所の付近で波が隆起し易い状況にあったが、船長は、西ガ松崎により、本件砂浜から西ガ松崎西方沖の海面の状況を確認できなかったことから、本件砂浜を発進して航行を続け、浅所に接近した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、風向が南西から北西に変わり、風速が増す状況下、本件海域を西南西進中、船長が、本件浅所付近に波が隆起することを認めて本件砂浜に引き返そうとし、左回頭を始めたところ、右舷正横から隆起した波を受けたため、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅所が点在する海域では、沖からの波やうねりが浅所付近で高く隆起する場合がありますので、風向、風速及び波の状況の変化に注意し、波高が高まる状況になれば、航行を中止すること。

付図1 事故発生経過概略図

